

令和6年7月 第29回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和6年 7月 25日 (木)				
開催場所		リリックおがわ2階 会議室1、2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1時 30分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 2時 05分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子 (会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		13名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫	欠席		吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	8名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					奥田 賢一	事務局長
					森澤 千紘	次長
					櫻井 翔太	主事

## 議案日程

### 議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する  
申し合わせ決議

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について

## 第29回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和6年7月第29回総会を開会いたします。  
開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めております。本日は議席番号10番「永田宏」委員と「田口英夫」推進委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

まずはじめに、日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号3番「関口豊」委員、4番「田中正之」委員にお願いいたします。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は3件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは申請番号1番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手など、農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないことをとする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日を超えており、年間150日を超えることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は小川地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

1番中野委員

1番中野が報告いたします。7月20日9時に農村センターに集まり、農業委員3名、推進委員3名、計6名で現地調査を行いました。

申請地はすでに耕作されていました。ほかの経営農地につきましてはすべて耕作、管理されており、特に問題ありません。周辺との調和要件につきましては特に問題なかったと思います。以上です。

議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号 1 番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので申請番号 1 番については可決、承認されました。ありがとうございました。
	つづきまして申請番号 2 番について事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは申請番号 2 番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。
	(申請番号 2 番について読み上げ)
	農地を取得するには 3 つの許可要件がございます。
	今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間 150 日を超えていることから要件を満たすと考えます。
	残りの 2 要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。最後に、調査区は小川地区になります。以上、説明とさせていただきます。
議長	それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
1 番中野委員	1 番中野が報告いたします。現地調査の日時は先ほどの報告と一緒にです。
	申請地は 2 筆はすでに耕作されており、残り 4 筆につきましては草刈がされており管理されておりました。全部効率利用要件につきましては申請番号 1 番で報告した通りですので割愛させていただきます。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号 2 番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号 2 番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号 3 番について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは申請番号 3 番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

(申請番号 3 番について読み上げ)

農地を取得するには 3 つの許可要件がございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間 150 日を超えていることから要件を満たすと考えます。

残りの 2 要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員吉田委員

推進委員の吉田が報告いたします。7月 22 日 8 時 30 分に農業委員 2 名、推進委員 1 名、計 3 名で現地調査を行いました。

申請地は今年 5 月農業委員会総会の議案の中で自宅への進入路として整備するため転用を承認された場所でありまして、もともとは申請人の父の代から長年に渡って借りて自家消費の野菜を作っていたことからこの農地についても買い取ることにしたとのことです。農地の状態はどちらも草刈管理された状態でした。また、経営農地についてもいずれも草刈管理された状態でした。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号 3 番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号 3 番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程 3、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は 1 件の申請がありました。申請番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」申請人より農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請があつたので、その適否を諮ることです。

事務局	<p>4 条許可は、農地所有者本人が、農地を転用する場合の案件です。また、市街化調整区域内の農地転用については埼玉県知事の許可が必要になります。</p> <p>それでは申請番号 1 番について読み上げさせていただきます。</p> <p>(申請番号 1 番について読み上げ)</p> <p>本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額自己資金で賄われており、それを証する書類が添付されております。</p> <p>なお、本件の農地区分は、概ね 10 ha 以上の規模の一団の区域にある農地「第 1 種農地」に当たると判断されます。</p> <p>最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。</p>
5 番 笠原委員	<p>5 番 笠原が報告いたします。7 月 21 日 農業委員 3 名、推進委員 2 名、計 5 名で現地調査を行いました。</p> <p>申請地はきれいに草刈されております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号 1 番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので申請番号 1 番については可決、承認されました。ありがとうございました。</p> <p>つづきまして日程 4、議案第 3 号「農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号 農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議「農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議について諮る」とのことです。</p> <p>それでは、議案書を読み上げます。</p> <p>(議案書を朗読)</p> <p>こちらの案件について補足説明いたします。</p> <p>農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞の皆購読については、全国農業委員会会長大会並びに全国農業委員会代表者集会において、その達成に向けて毎年、申し合わせ決議が行われているところです。</p>

事務局 小川町農業委員会では既にみなさんに全国農業新聞を購読していただいておりますが、今年度は多くの農業委員会で改選を迎えたことを踏まえ、皆購読の達成を図る絶好の機会となっております。

全国農業新聞の皆購読と各委員の活動の参考にしていただくため、農業委員会総会において全国農業新聞の皆購読に向け申し合わせ、決議するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

議長 それでは、本案について質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第3号「農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議」について、本案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、本案については原案の通り決定いたしました。ありがとうございました。農業委員、推進委員の皆さんにおかれましては、引き続き「全国農業新聞」を購読していただき、より良い農業委員会活動を推進してくださいますようお願いいたします。

つづきまして日程5、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について「申請人より農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので、報告する」とのことあります。

申請番号1番について報告いたします。

(申請番号1番を読み上げる)

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございました。

つづきまして日程6、報告第2号「農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。申請番号1番について事務局より報告をお願いします。

事務局 報告第2号、農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について「農地法第6条第1項の規定により提出された農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の要件確認について報告する。」とのことです。

こちらの案件は、条件を満たすことを確認する案件であり、その内容について審議するものではありませんので、報告案件とさせていただきます。

農地所有適格法人の要件は、「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」の4つになります。

事務局

本件につきましては、農地法第6条の規定に基づき、法人から報告を受け、農地所有適格法人の4要件を満たすか毎年確認をお願いするものです。

農地所有適格法人は毎年この条件を満たすことを報告する必要がありますが、提出時期は決算月により異なります。

現在、小川町内では6法人の農地所有適格法人があり、今回はその中の1法人である株式会社風の丘ファームの報告となります。

では、報告しますので、議案書の13ページをご覧ください。

1点目、「法人形態要件」としては、「農事組合法人」「株式会社（公開会社でないものに限る）」「合名会社」「合資会社」「合同会社」のいずれかであることとされております。議案書のページ左上、「法人形態」欄をご覧ください。当該法人は、株式会社となっておりますので「適」と認められます。

2点目、「事業要件」については、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であることとされており、その判断基準として、直近3カ年の農業と関連事業の合計売上高が、当該3カ年の法人の売上高の過半を占めていることとなります。議案書のページ左下、「売上高」欄をご覧ください。直近3カ年の農業と関連事業の合計売上高が、当該3カ年の法人の売上高の過半を占めておりますので「適」と認められます。

3点目、「議決権要件」について説明します。誰でも農地所有適格法人の構成員にはなれます、その法人の総議決権または総社員の過半が「農地提供者」「その法人の農業常時従事者（原則年間150日以上従事）」「農作業を委託した人」「農地中間管理機構」「地方公共団体」「農協」「投資育成事業を行う承認会社」であることが条件とされています。議案書のページ右上、「構成員数」欄をご覧ください。構成員たる要件として、①～⑦がございます。本件は総数2名全員が年間150日以上従事する②の「農業常時従事者」であり、半数を超えておりますので「適」と認められます。

4点目、「役員要件」についてですが、その法人の理事等の過半は法人の農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間150日以上）する構成員であること、また、その法人の理事等または法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち1人以上の者が法人の農作業に従事（原則年間60日以上）することが条件とされています。議案書のページ右下、「農業・農作業従事の状況」欄をご覧ください。本件は理事の2名が⑨にあるとおり、農業に常時従事し、かつ農作業に年間60日以上従事しておりますので「適」と認められます。

以上、本件は4要件を満たすものと判断されますのでご報告いたします。

議長  
議長

ありがとうございました。

次に、「その他」について、その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和6年7月第29回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時5分です。